



福島市告示第 271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、告示の日から生ずる。

平成26年10月2日

福島市長 小林 香

- 1 区 域 松川地区の一部  
(別紙のとおり)

<p>松川町字杉内</p>	<p>編入する字名</p>	<p>同上に編入される区域</p>
<p>松川町字西長壇</p>	<p>松川町字土腐</p>	
<p>七五、七六</p>	<p>七の四、九の三、一〇の一、一〇の二、一〇の三、一一、一二の三、一五の一、一五の三、一六の四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一</p>	